

ii) 介護保険施設の入所者等の負担軽減

介護保険施設の入所やショートステイを利用の際に、低所得者の方の負担を軽減するため、一定の要件を満たす方は食費・居住費(部屋代)の一部を助成します。

以下の要件を満たす方は、市役所に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設等へ提示してください。

※ 対象となるサービスは、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護です。

○助成の対象となる方と1日あたりの負担限度額（令和3年8月から）

利用者 負担段階	対象者		資産要件 ※4 ※65歳未満の方は、 どの段階でも1,000万	居住費						食費 ()は ショートステ
				ユニット型個室		従来型個室		多床室		
				個室	準個室	特養	特養以外	特養	特養以外	
第1段階	世帯全員 (世帯分離を している 配偶者を含 む)が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給の方 ※2	利用者:1,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
		・生活保護受給者	夫 婦:2,000万円以下							
第2段階		・利用者の公的年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 年間80万円以下の方	利用者: 650万円以下 夫 婦:1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 (600円)
第3段階 ①		・利用者の公的年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 年間80万円超120万円以下の方	利用者: 550万円以下 夫 婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円 (1,000円)
第3段階 ②		・利用者の公的年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 年間120万円超の方	利用者: 500万円以下 夫 婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,360円 (1,300円)
第4段階※1 (基準費用額)	上記以外の方			2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円

※1 第4段階(非該当)に記載されている金額は、国が施設における平均的な費用などにより定める標準的な金額です。

実際の費用は施設との契約によりますので、施設にご確認ください。

※2 老齢福祉年金とは、大正5年4月1日生まれ以前の方で、国民年金制度が発足時に保険料を納めることが困難だった方等に支給されている無拠出型の年金です。

※3 公的年金収入額には、遺族年金や障害年金といった非課税年金も含まれます。

※4 資産には、通帳の他に定期・積立貯金や有価証券、投資信託、タンス預金も含まれます。